

一般社団法人京都府歯科技工士会 共済規定

【共済の目的】

第1条 一般社団法人京都府歯科技工士会共済は(以下、「本共済」と称す)、一般社団法人京都府歯科技工士会(以下、「本会」と称す)定款第4条に基づきこれを定める。

【共済の趣旨】

第2条 本共済は本会会員を対象とし、総合扶助の精神に基づきこれを共済規定(以下、「本規定」と称す)として定める。

【弔事】

第3条 本会会員が死亡した場合は、香典1万円を支給若しくは同額の供花をたむける。

2 本会会員が死亡した場合は、弔電を会長名で発信する。

3 本会会員の弔事に関しては、三役以上の者が列席を行う。

第4条 本会会員の一親等内の者が死亡した場合は、香典1万円を支給若しくは同額の供花をたむける。

【災害・私傷病等】

第5条 本会会員が災害・事故若しくは疾病等にみまわれ業務及び勤務を休止した場合は、見舞金として1万円を支給する。

2 見舞金の支給対象は、当該年度内1回までとし、且つ入院等による業務及び勤務の休止状態が4日以上続いた場合とする。

3 大規模災害等、広域の範囲で本会会員に災害等の事象が発生した場合は、本規定に則らず、別途、理事会にて決議を行い見舞金の支給に対して対処することがある。

【慶事】

第6条 本会会員が結婚した場合は、結婚祝い金として2万円を支給する。

2 本会会員が結婚し第一子が誕生したときは、出産祝い金として2万円を支給する。

【共済申請手続き】

第7条 第3条、第4条、第5条、第6条の各条において、当該事象が生じたときは、申請手続きは当該事象発生の当事者(本人)若しくはその関係者とする。

2 申請手続きに関わる関係者とは、地域担当者または当該事象発生を確認し得ることのできた本会会員とする。

3 申請に際しては、本会が定める所定の届出書に必要事項を記載し提出を行った後、理事会の決議を経て執行される。

【受益権利の発生】

第8条 本共済の支給を受けられる対象者は、本会入会后、7ヶ月以上を経過した者とする。

2 申請期間は、当該事象発生後、1ヶ年以内とする。

- 3 但し、2項の事由に関わらず、本会の理事会の決議によって別途支給が認めた場合はこの限りではない。

【付則】

- 第9条 本規定は、平成28年4月1日より改定する。
- 2 本規定は、平成20年4月に改定した規定を、一部改定する。
- 3 本規定の改廃等については、理事会の決議とする。
- 4 第3条、第4条、第5条、第6条に関わる支給金については、別表1にまとめる。

【別表1】

発生事由	支給金額	備 考（支給対象範囲）
慶 事	¥20,000	1)本会会員が結婚したとき。 2)本会会員が結婚後、第一子の誕生があったとき。
弔 事	¥10,000	1)本会会員が死亡した場合は、香典若しくは相当額の供花とする。 2)本会会員の一親等内の者が死亡した場合は、香典若しくは相当額の供花とする。
災害・私傷病等	¥10,000	1)本会会員に災害・事故若しくは疾病等にみまわれ業務及び勤務を休止した事象(4日間以上)が発生した場合。 2)大規模災害等の発生事由に関しては、別途とすることがある。